書記局細則の改正について

①　書記局に部会を置き、部会内に養護部会を設置することを定める

新　第７条　書記局には左の部会をおく 養護部会

※以降、項については順次繰り下げ

②　部会を付け足す。

旧　第７条　各部・部会の業務は執行委員会の承認を得て実施する。

旧　第８条　各部・部会の会計は執行委員長、書記長の承認をうけて執行する。

旧　第９条　各部・部会の文書発送受理は書記長が処理する。但し、各部・部会は関係文書の保有に責任を持つ

旧　第 11 条　書記局六部・部会及び女性部・青年部の事務分掌並びに庶務内容は別に定める。

③　施行日

旧　第 14 条　この細則は令和４年３月１１日から施行する。